

下北山村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (令和5年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) R3年度の 人件費率
4年度	815人	2,145,669千円	70,382千円	278,845千円	12.9%	18.9%

(注) 令和3年度の人件費率については会計年度任用職員を含む。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当 たり給与費 B / A	(参考)類似 団体平均一 人当たり給 与 費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
4年度	36人	107,176千円	11,718千円	37,658千円	156,552千円	4,348千円	5369千円

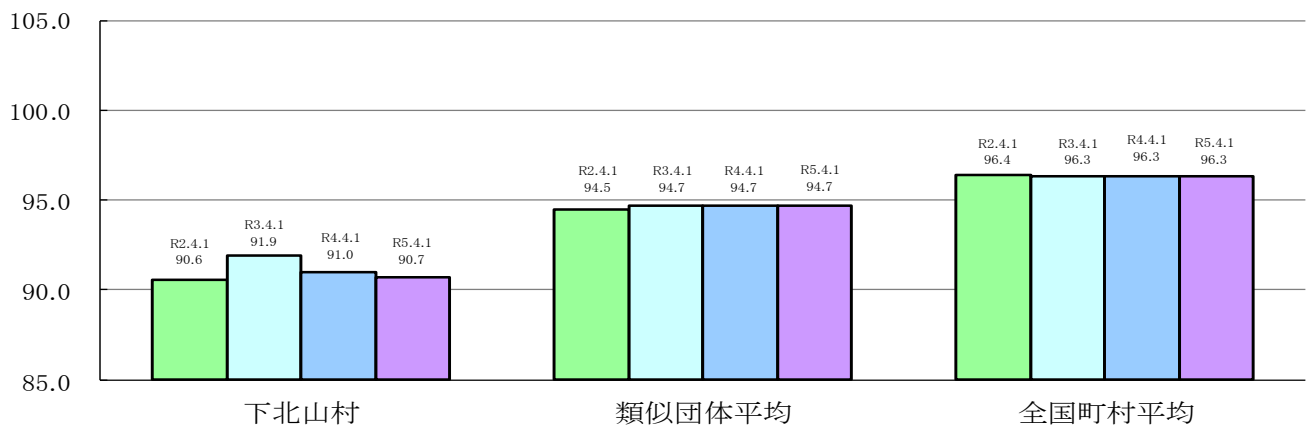
(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、令和4年4月1日現在の人数である。

また任期付短時間勤務職員（再任用短時間勤務）及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 令和 5 年 4 月 1 日のラスパイレス指数が、① 3 年前に比べ 1 ポイント以上上昇している場合、
② 3 年連続で上昇している場合、③ 100 を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

--

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均 2 % の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成 27 年 4 月 1 日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均 2 % 引下げを実施。激変緩和のため、3 年間（平成 30 年 3 月 31 日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② 地域手当の見直し

地域手当支給地域対象外のため。支給なし。

③ その他の見直し内容

--

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和 5 年 4 月 1 日現在）

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
下北山村	38.1歳	269,386 円	291,656円	282,658円
奈良県	42.1歳	312,738円	406,051円	359,290円
国	42.4歳	322,487円	404,015円	—円
類似団体	41.0歳	292,337円	344,598円	319,247円

② 技能労務職

	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給料月額(A)	平均給料月額(国ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A/B
下北山村	—	1人	—	—	—	—	—	—	—
うち給食調理員	—	1人	—	—	—	—	—	—	—
奈良県	55.8歳	49人	294,797円	348,999円	325,964円	—	—	—	—
国	51.2歳	1941人	286,942円	—	329,178円	—	—	—	—

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和5年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(＝時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況 (令和5年4月1日現在)

区 分		下北山村	奈良県	国
一般行政職	大 学 卒	185,200円	191,700円	185,200円
	高 校 卒	154,600円	158,900円	154,600円
技能労務職	高 校 卒	154,000円	149,800円	—
	中 学 卒	150,100円	136,200円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (令和5年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	250,950円	328,666円	※	※
	高 校 卒	—	※	—	—
技能労務職	高 校 卒	—	—	—	—
	中 学 卒	—	—	—	—

(注) 1 該当者がいない欄については「—」としている。

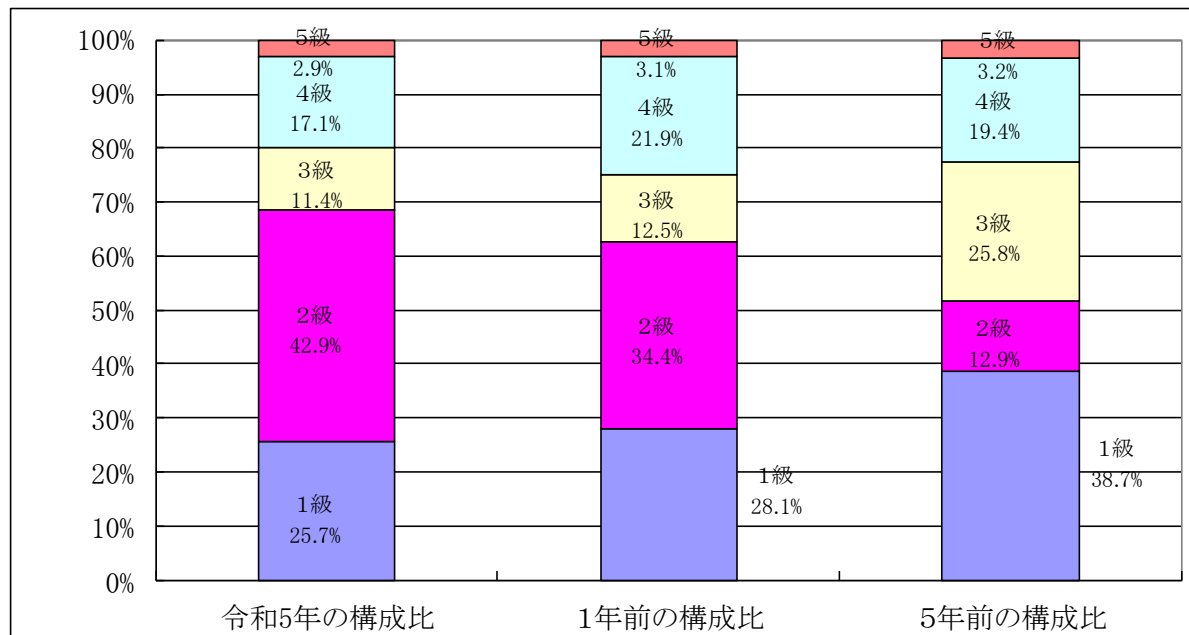
2 対象となる職員が2人未満の場合は、個人の特定を避けるため、「※」としている。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

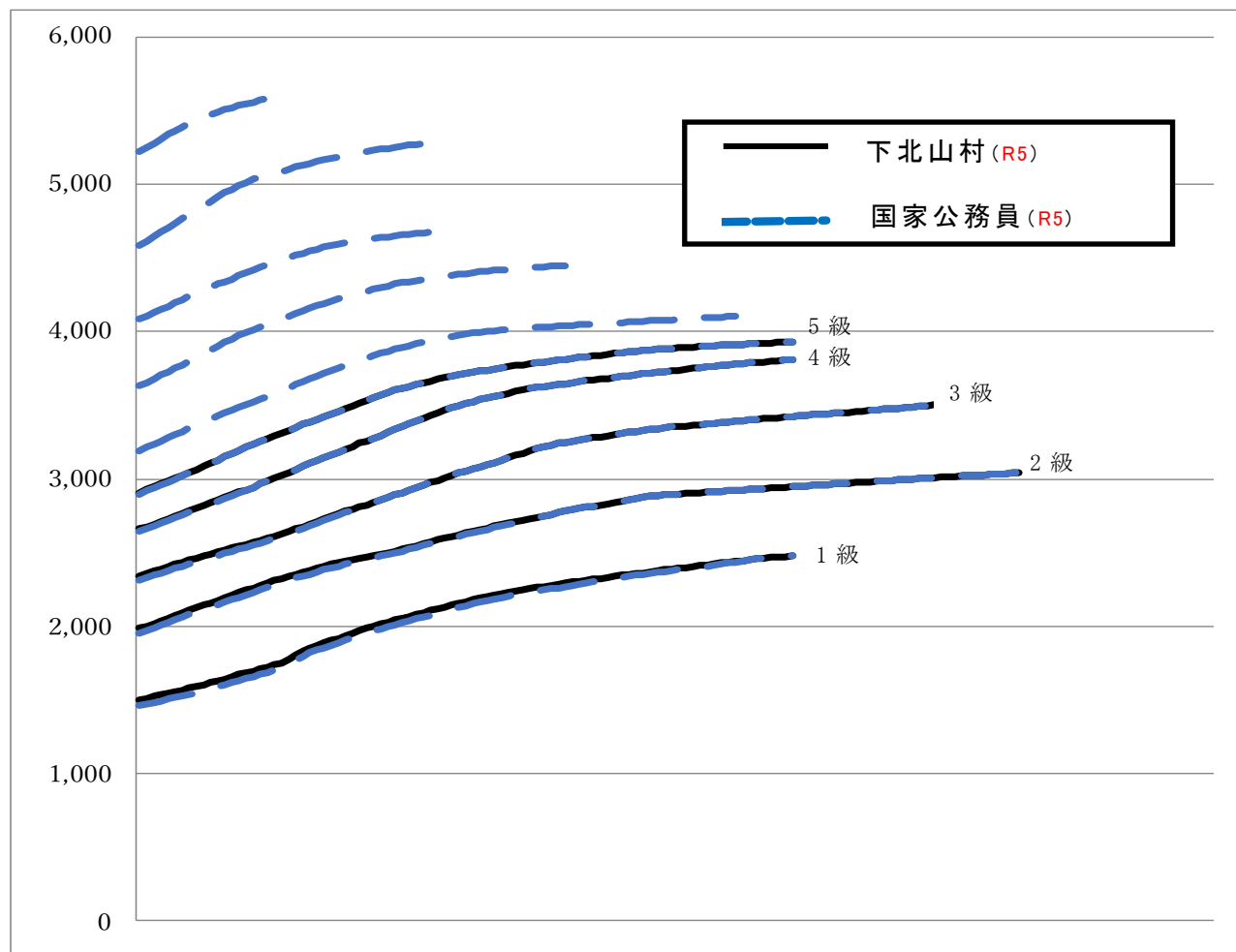
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和5年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1 級	主事補・主事	9人	25.7%	150,100円	247,600円
2 級	主事	15人	42.9%	198,500円	304,200円
3 級	主査・係長・課長補佐	4人	11.4%	234,400円	350,000円
4 級	主幹・課長	6人	17.1%	266,000円	381,000円
5 級	課長	1人	2.9%	290,700円	393,000円

- (注) 1 下北山村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和5年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（下北山村）

令和5年4月2日から令和6年4月1日 までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している		○		○	
活用している昇給区分		昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分		○	○	○	○
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ（一律）					
ロ. 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

下北山村	奈良県	国
1人当たり平均支給額（令和4年度） 1,149千円	1人当たり平均支給額（令和4年度） 1,529千円	—
（令和4年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.4月分 2.00月分 (1.35)月分 (0.95)月分	（令和4年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.35月分 2.00月分 (1.35)月分 (0.95)月分	（令和4年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.4月分 2.00月分 (1.35)月分 (0.95)月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5% 管理職加算 10%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～20%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

（注）※（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（下北山村）

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和 5 年 4 月 1 日現在）

下北山村			国		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
（定年前早期退職特例措置 2～45% 加算）			（定年前早期退職特例措置 2～45% 加算）		
1 人当たり平均支給額 10,687 千円					

（注） 退職手当の 1 人当たり平均支給額は、直近 2 年間に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 特殊勤務手当（令和 5 年 4 月 1 日現在）

支給実績（令和 4 年度決算）		0 円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（令和 4 年度決算）		0 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和 4 年度）		0 %	
手当の種類（手当数）		1	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
伝染病防疫作業手当	伝染病防疫に従事する職員	伝染病防疫作業	日額 2,000 円

(4) 時間外勤務手当

支給実績（令和 4 年度決算）	3,876 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額（令和 4 年度決算）	117 千円
支給実績（令和 3 年度決算）	3,873 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（令和 3 年度決算）	134 千円

（注） 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和 4 年度決算）」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(5) その他の手当（令和 5 年 4 月 1 日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （令和 4 年度決算）	支給職員 1 人 当たり 平均支給年額 （令和 4 年度決算）
扶 養 手 当	・配偶者 6,500 円 ・子 10,000 円 ・その他の扶養家族 6,500 円 ・配偶者がいない場合の子 10,000 円	同じ		2,749 千円	208,800 円

	※満15歳～満22歳の年度末までの子1人につき5,000円加算				
住居手当	・借家(家賃が16,000円を超える場合に限る)額に応じて支給 上限額 28,000円 ・持家 支給無	同じ		2,296千円	211,200円
通勤手当	・自動車等の使用者 距離2Km以上、距離区分に応じ 2,000円～31,600円を支給 ・交通機関利用者 最高支給限度額55,000円	同じ		924千円	42,000円
管理職手当	・管理監督に地位にある職員に支給 課長級10% 主幹級5%	同じ		2,274千円	369,600円
宿日直手当	・1回4,400円	同じ		2,213千円	86,400円

5 特別職の報酬等の状況（令和5年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	村 長 副 村 長	660,000 円 565,000 円	(参考) 類似団体における最高／最低額
			810,000 円／ 457,500 円 650,000 円／ 440,000 円
報 酬	議 長 副 議 長 議 員	210,000 円	360,000 円／ 140,000 円
		170,000 円	320,000 円／ 115,000 円
		160,000 円	300,000 円／ 100,000 円
期 末 手 当	村 長 副 村 長	(令和4年度支給割合) 3.25月分	
	議 長 副 議 長 議 員	(令和4年度支給割合) 3.2月分	
退 職 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長	(算定方式) 給料月額×在職年数×520/100 給料月額×在職年数×330/100	(1期の手当額) 1,373万円 746万円 (支給時期) 任期毎又は通算 任期毎又は通算
	備 考		

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

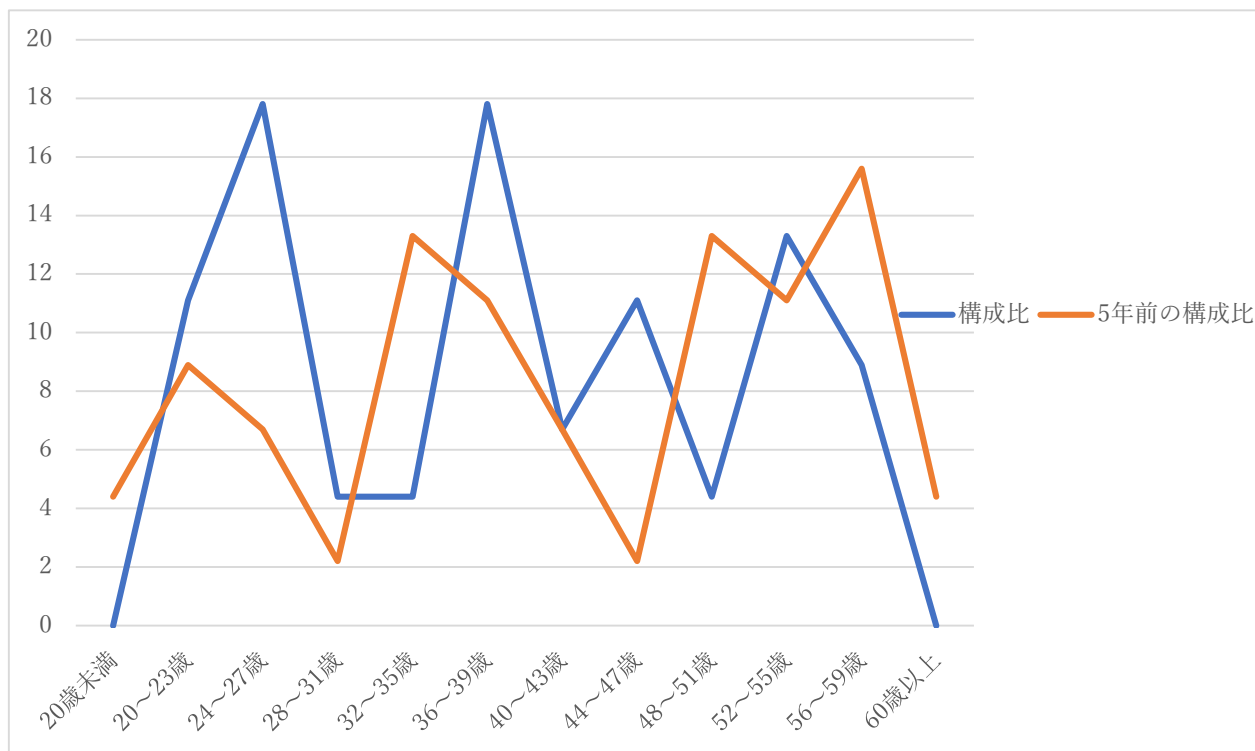
(各年4月1日現在)

区 分 部 門			職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			令 和4年	令 和5年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	1	1		
		総 務	9	9		
		税 務	1	1		
		農 林 水 産	2	2		
		商 工 木 生	4	5	1	採用に伴う増
		土 民 生 衛	3	4	1	採用に伴う増
			11	12	1	採用に伴う増
	2	2				
	計	33	36	3	< 参 考 > 人口1万人当たり職員数 441.71人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 221.45人)	
	教育部門	4	4			
	小 計	37	37		< 参 考 > 人口1万人当たり職員数 453.98人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 257.87人)	
公 営 企 業 等 会 計 部 門	病 院 その他	3 1	3 2	1	採用に伴う増	
	小 計	4	5	1		
			41	45	4	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和5年4月1日現在）



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	0人	5人	8人	2人	2人	8人	3人	5人	2人	6人	4人	0人	45人

(3) 職員数の推移

（単位：人・％）

部門別 \ 年 度	30 年	31 年	2 年	3 年	4 年	5 年	過去 5 年間 の増減数（率）
一般行政	33	32	30	32	33	36	3(9.0%)
教育	7	7	5	5	4	4	▲3(33.3%)
普通会計計	40	39	35	37	37	40	—
公営企業等会計計	5	5	5	5	4	5	—
総合計	45	44	40	42	41	45	—

（注） 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。